

CAM ESG日本株ファンド

追加型投信／国内／株式

販売用資料
2020.06.19

<ESG投資とは>

- ◆ ESG投資とは、「企業価値の成長」と関連性が高い3つの経営要素と考えられる『環境対応（E）・社会責任（S）・企業統治（G）』に対する企業の取り組みを分析し、その評価の高い銘柄に投資することです。

環境対応（E）：

製品・生産プロセスの環境への負荷配慮、地球温暖化対応、資源効率性、水資源保護、生物多様性など

取組みを怠ると：

収益獲得のために環境負荷が高い旧式の技術・生産工程を使用し続け、競争相手に比べて優位性・先進性がなくなると、中長期的に顧客基盤を失う恐れが高い



社会責任（S）：

地域社会貢献、女性活躍推進、労働環境改善、人材育成、サプライチェーンのリスク管理など

取組みを怠ると：

業績を伸ばすために、長時間労働等、劣悪な労働条件を従業員に強いると、優秀な人材が集まらなくなり、将来の競争力低下につながる

企業統治（G）：

法令順守、情報開示、取締役会・社外取締役の構成、取引の透明性、汚職防止、株主権利の確保など

取組みを怠ると：

企業の存続価値を従業員と共有せず、短期的な収益の向上に固執すると、持続的成長が不可能となる

<CAM ESG 日本株ファンドの特徴>

- ① 「環境対応」（E）・「社会責任」（S）・「企業統治」（G）の3つの経営目標と態勢整備状況を定量的に分析・評価し、経営力、成長性で優位性のある企業に長期投資
- ② 日本初の「ESGスコア」を銘柄選択と投資比率に活用した運用
- ③ 「ESGスコア」の算出には「グッドバンカー社」の多面的評価を活用
- ④ 「ESGスコア」（非財務情報）に「財務スコア」（財務情報）を加味した総合評価スコアによる銘柄選択
- ⑤ 設定（2017年1月27日）以来、安定してTOPIXやJPX400をアウト・パフォーム

■設定・運用は



*Capital Asset
Management*

商号等： キャピタル アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第383号
加入協会：一般社団法人 投資信託協会
一般社団法人 日本投資顧問業協会

1. 欧米で先行し、日本でも広がりを見せるESG投資

◆ ESG投資の変遷

ESG経営の背景 :

過去、多くの企業は財務成果の向上のみに注力し、無理な事業展開により環境を破壊し、従業員に健康を損なうような作業を押し付け、消費者の安全を阻害する商品を販売したりという事例が多くありました。海外では、1997年ナイキ社のインドネシアやベトナム等の工場で、低賃金で劣悪な環境での長時間労働や児童労働等が報道され、世界的な不買運動にまで発展しました。ナイキ社が失った売上は5年間で1.4兆円以上でした。日本国内では、雪印乳業（現：雪印メグミルク）が2000年に集団食中毒を引き起こし、2002年には牛肉偽造が発覚し、消費者の信頼を失い、86年の歴史に幕を下ろしました。この様な事例から、今では事業リスクを低減するには、財務成果のみならず、環境や顧客はもちろん従業員にも配慮する「ESG経営」が必要と認識されるようになりました。

ESG投資の始まり :

ESG投資は2005年、世界の21機関投資家（ノルウェー政府年金基金、米・カリフォルニア州職員退職年金基金等）が当時のアナン国連事務総長の呼びかけに対して、世界の持続可能な発展のために、国連責任投資原則（UN-PRI）を公表し、投資判断に環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)の各要素を考慮することを提言したのがその始まりとされています。

2008年には欧州の機関投資家を中心に、362機関が「UN-PRI」に参加の署名をし、2012年にはGSIA（注1）が世界の持続可能な投資に関する初の報告書「世界持続可能投資報告2012」を公表し、2015年には遅ればせながら、日本の年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が「UN-PRI」に署名するなど、ESG投資は日本でも注目され始めました。

ESG経営の浸透 :

世界が刻々と変化する中、企業も多様な課題に直面しています。社会的課題が業績に悪影響を及ぼす可能性があるのであれば、早い段階から取り組みを行うことは企業の持続的成長を促すことに繋がります。ESGへの取り組みを行っている企業は高い経営能力と競争力を持ち、将来的に成長が見込める企業であるとの考えが浸透してきました。

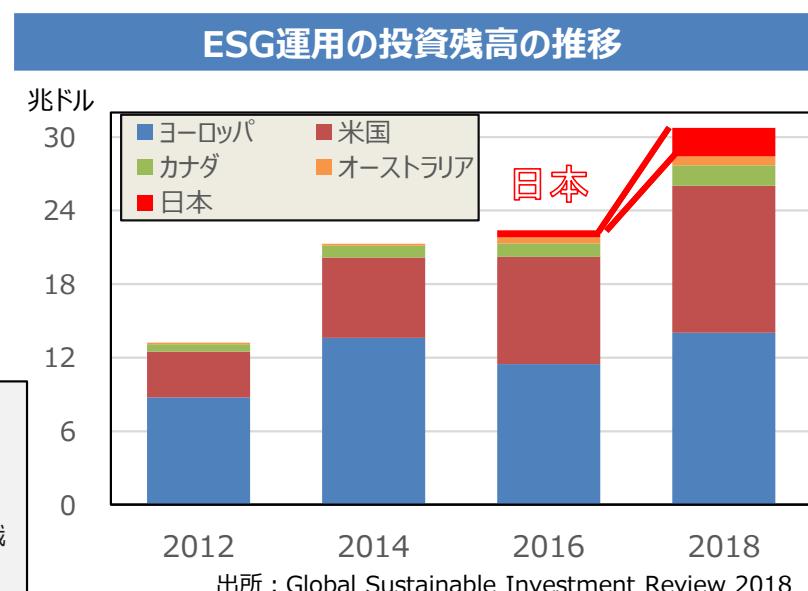
ESG投資のメリット :

「ESGへの取り組み」というと、企業の収益とは関係のない、余計な負担をかけるもので、株価にはむしろマイナス材料と考える人もおられるかと思います。ESG課題への取り組みにより、各企業は事業リスクを軽減し、競争力を強化することで、ブランド力の向上や、企業価値増大につながるようなメリットが期待でき、引いては株価にも好影響を与えることが判ってきました。

(注1) GSIA :

“Global Sustainable Investment Alliance”的略。環境保護や社会問題などへの取り組みを考慮して、持続可能な投資を普及するための国際組織。世界の主要な資産運用団体、年金基金、非政府組織などの運用関係者も加わっています。

総資産でのESG運用の割合 (%)					
年度	2012	2014	2016	2018	2016-18 増加幅
ヨーロッパ	49.0	58.8	52.6	48.8	▲3.8
米国	11.2	17.9	21.6	25.7	+4.1
カナダ	20.2	31.3	37.8	50.6	+12.8
日本	-	-	3.4	18.3	+14.9



◆ 日本企業のESGへの取り組み

日本企業のESG取組の推移 :

当ファンドへのアドバイザーである **グッドバンカー社**（注2）によれば、日本企業によるESGへの取り組みは、全業種で確認できましたが、企業間の格差があるのも事実です。同社では企業が開示しているデータに加え、独自のアンケート調査を行いその回答を精査し、当該企業のESGの調査を行っています。約1,000の企業をE・S・Gそれぞれの評価項目毎に100点を配分し、合計300点を満点としてスコア化しています。

E（環境対応）についての取り組みは一番進んでいます。

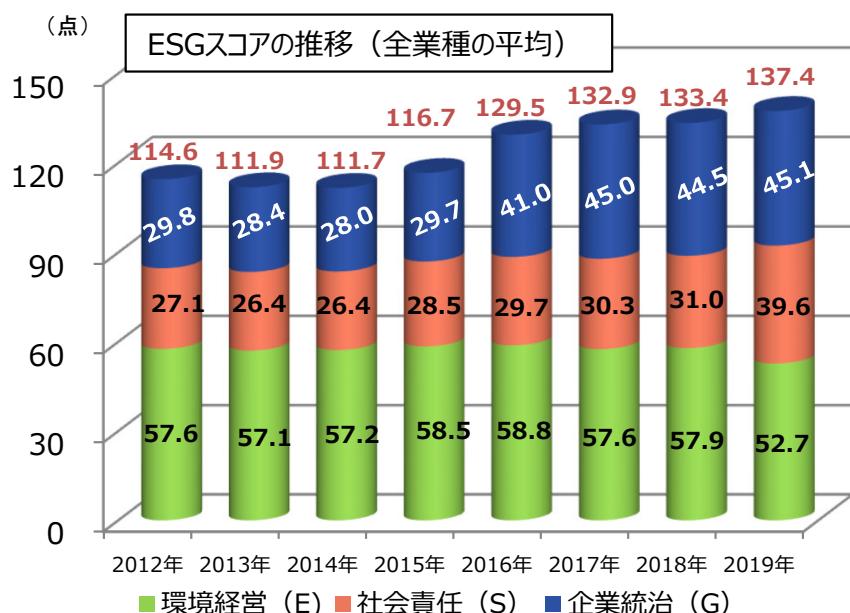
2012年の平均スコアは57.6点あり、他の取り組みよりも高く、エコに優しい製品開発やISO14000（環境マネジメント）の取得を目指す企業が多いという結果でした。2019年の調査では52.7点とスコアを落としました。

S（社会責任）についての取り組みは遅れています。

2012年の平均スコアは27.1点。環境対応に比べて企業の意識は低く、女性活躍の促進、働き方改革などについて、未だに認識不足であり、雇用習慣を変えることができていないと言えるでしょう。2019年の調査ではスコアは39.5点に伸びましたが、企業の在宅勤務の整備等、まだまだ不十分です。

G（ガバナンス）についての取り組みは急ピッチで広がりました。

2012年の平均スコアは28.4点。企業は長期投資家（株主、債権者）を重視していました。しかしガバナンス改革を通じて、企業は投資家が求めるROE水準、リスク管理（外部取締役選任）等に応えるようになり、2019年の調査ではスコアは45.1まで伸び、この8年間もっとも対応が進んだ取り組み分野であると言えます。

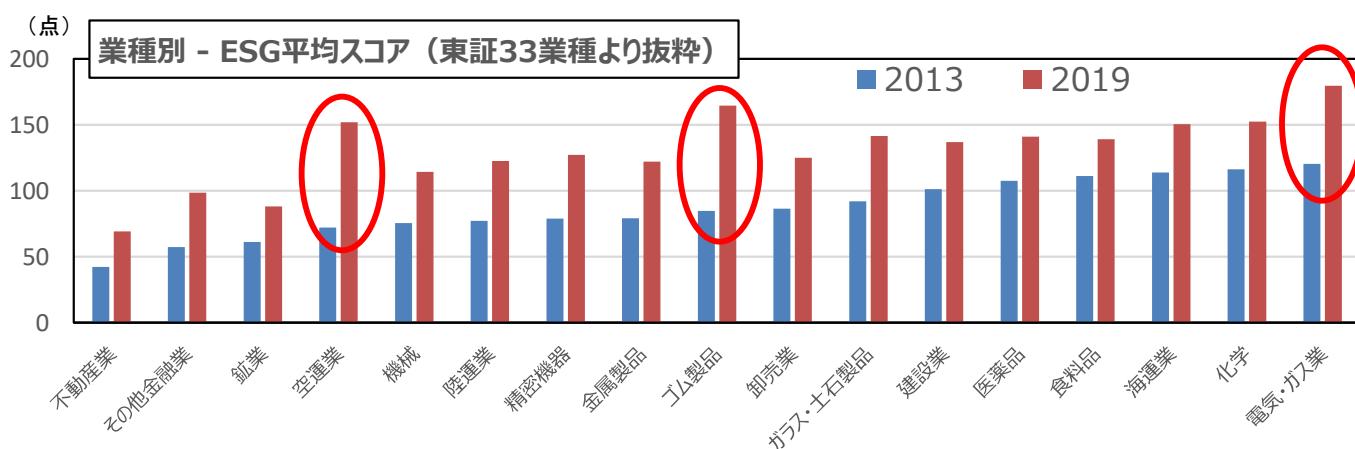


出所：グッドバンカー社

業種毎の動き :

2013年のデータを分析すると、全業種の平均は82点となりました。その平均スコアよりも低い業種は不動産業、その他金融業、鉱業等となり、取り組みへの評価が高い業種は海運業、化学、電気・ガス業となりました。

2019年のデータでは、企業はESGという課題についての理解を進め、ほとんどの業種でもESGへの取り組みについての改善が見られ、業種平均スコアは117点に改善しました。業種平均スコアが大きく伸びた業種としては空運業、ゴム製品、電気・ガス業があげられます。



出所：グッドバンcker社

(注2) グッドバンcker社 : ESGの3種のスコアを、国内では最長の15年分を保有している独立系の老舗のESGリサーチ会社。

2. 代表的な「ESG投資」の7つの投資手法

◆ GSIAが定義する7つの投資手法

GSIAはESG投資の投資手法として、以下の7手法を定義しています。最も分かり易く、容易に取り込めるのが「1. 排他的選択型」でしょう。これはギャンブルやポルノ業界等を投資対象から除外するという手法です。最近では「2. ESG要因統合型」が注目され、その手法による運用スタイルが増加しています。

手法の名称		投資手法
1	排他的選択型 (ネガティブ・スクリーニング)	ギャンブルやポルノ等、特定の業種・業界を投資対象から除外する投資手法。
2	ESG要因統合型 (ESGインテグレーション)	既存の投資判断に財務情報だけでなく、ESG情報も共に判断するもの。全体的な銘柄評価の中でESGが考慮される。
3	株主対話・行動型 (エンゲージメント・議決権行使)	ESGの課題につき、株主の立場から企業に特定の行動や方針を探るよう働きかけること。
4	国際規範型 (グローバル・スタンダード・スクリーニング)	国際的な規範に違反している企業を投資対象から除外する手法。
5	高評価選択型 (ポジティブ・スクリーニング)	人権、環境、従業員対応、ダイバーシティなどテーマごとに基準を設け、総合スコアが高いものを選抜する。
6	持続成長テーマ型 (サステナビリティ・テーマ投資)	特定のテーマを設定し、それに関連する企業に投資する手法。「エコファンド」「再生可能エネルギーファンド」などが代表例。
7	社会・環境問題解決型 (インパクト・コミュニティ投資)	社会問題や環境問題への対応を重視した投資手法。株式投資のパフォーマンスを犠牲にしても問題解決を重視するものもある。

出所：Global Sustainable Investment Review 2018

◆ 注目を集める「ESG要因統合型」(ESGインテグレーション)

これまでの一般的な投資の尺度である「財務情報」に、「ESG情報」を統合させて投資判断を行う投資手法です。企業による環境問題等への社会貢献と、その株価のパフォーマンスの両方に着目した投資手法と言え、運用パフォーマンス改善が期待できるとして、注目されています。

世界のESG投資、手法別残高（億米ドル）

	2014年	2016年	2018年	2014年-2018年 増加額
1. 排他的選択型	120,460	150,230	197,700	77,240
2. ESG要因統合型	75,270	103,690	175,430	100,160
3. 株主対話・行動型	59,190	83,650	98,340	39,150
4. 国際規範型	43,850	62,100	46,790	2,940
5. 高評価選択型	8,900	10,300	18,410	9,510
6. 持続成長テーマ型	1,380	3,310	10,170	8,790
7. 社会・環境問題解決型	1,010	2,480	4,440	3,430

出所：Global Sustainable Investment Review 2018

3. CAM ESG日本株ファンドの運用戦略

◆ 「CAM ESG日本株ファンド」は、「ESG要因統合」による運用を行います。

当ファンドは東証全上場銘柄の中から、グッドバンカー社が「ESGスコア」を保有している約1,000社を投資対象としています。その「ESGスコア」に、当社独自の財務分析による「財務スコア」を統合させ、その総合スコアの上位100銘柄程度を選定し、更に「ESGスコア」により投資ウェイトを決定しています。

ESGの観点での投資のみならず、投資パフォーマンスも獲得することを目指しています。

(1) ESG分析（年1回）

グッドバンカー社のESG調査により、企業がステークホルダーの要件をどれくらい満たすのかを評価

- E(環境対応)：環境理念・方針、省資源対策、リサイクル設計、グリーン調達等
- S(社会)：産休制度、人材の多様性と活用実績、健康や安全への配慮等
- G(企業統治)：経営理念、情報開示、法令・リスク等



「ESGスコア」を作成

(2) 財務分析（年4回）

企業の財務状況を、収益性、成長性、健全性で分析・評価

- 収益性 = ROA（総資産営業利益率）
- 成長性 = 内部留保を加味した持続成長性
- 健全性 = 会計利益とキャッシュフローの乖離状況



企業の実績値をベースとしたランキングで
「財務スコア」を作成

全上場銘柄
3,824社
(2020年5月)

グッドバンカー社
調査対象銘柄
約1,000社

ESGスコア
(1)

財務スコア
(2)

ESGと財務
の総合スコア
による銘柄
選定

(上位100
銘柄程度)

ポートフォリオ
構築
ESGスコア
による
投資ウェイト決定

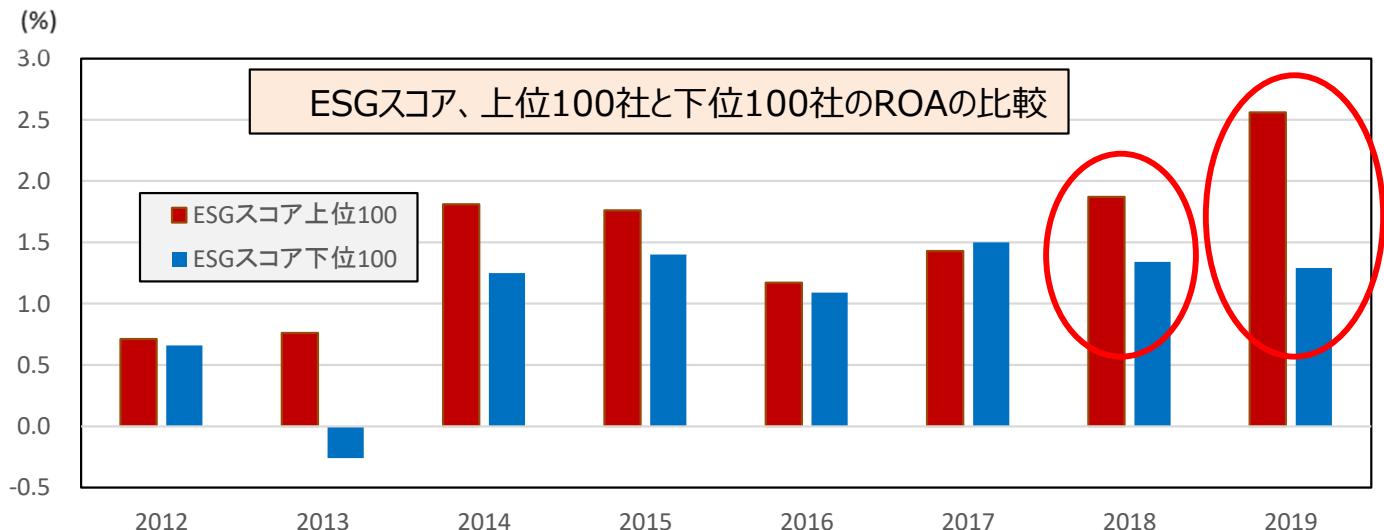
リバランス 年2回
(3月、9月)

不祥事等でESGスコア
の急なダウングレードが
あった場合は隨時対応

◆ 「ESGスコア」と、企業の資産効率の関係

グッド・バンカー社による「ESGスコア」は、企業の資産効率や収益力（ROA）(注3)と関連があります。「ESGスコアの高い企業」は、他社に先駆けてESG課題に取組んでいる企業であり、資産効率（ROA）が高くなっています。

(注3) ROA: 「Return on Asset」の略で、「総資産利益率」のこと。当年度利益を総資産額で割って求められ、総資産を使用してどれだけの利益を生んでいるかを測る指標。



上記データは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

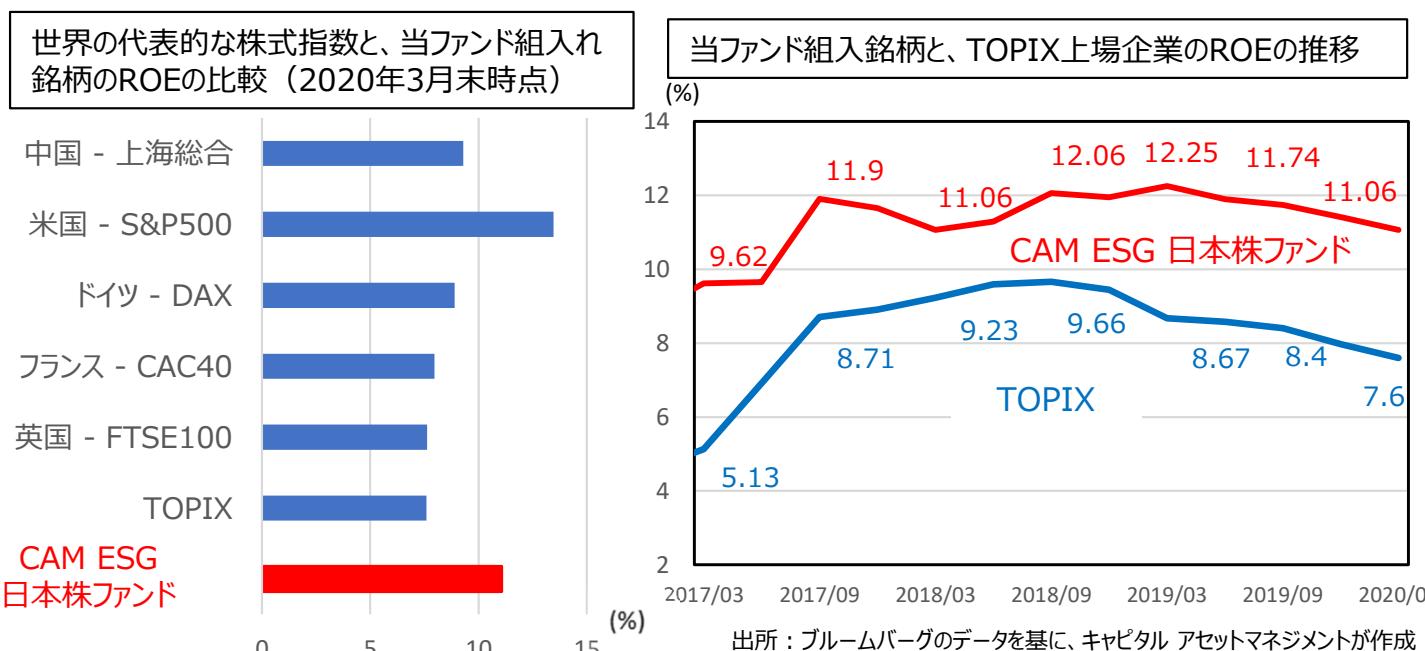
出所：ブルームバーグのデータを基に、キャピタル アセットマネジメントが作成

◆ 当ファンド組入れ銘柄のROE

日本のESG優良企業のROE (注4) は世界的にも高水準です。

ESG優良企業は様々な企業関係者を重視し、社会情勢の変化に機敏に対応し、社会や株主からの信頼を勝ち取ることで、企業価値創造・企業価値向上に資することになります。その結果、ESG優良企業の「ブランド・イメージ」が定着し、利益率を向上させることに繋がります。

(注4) ROE: 「Return on Equity」の略で、「自己資本利益率」のこと。当年度利益を自己資本額で割って求められる。平均的な日本企業のROEは、世界各国の企業と比較すると低水準となっている。



上記データは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

最終ページの「一般的な留意事項」を必ずご覧ください。

4. ESG投資を通じて、SDG s（持続可能な開発目標）を実現

◆ 2015年9月の国連サミットにて、持続可能な世界を実現するため「17の開発目標」が採択されました。

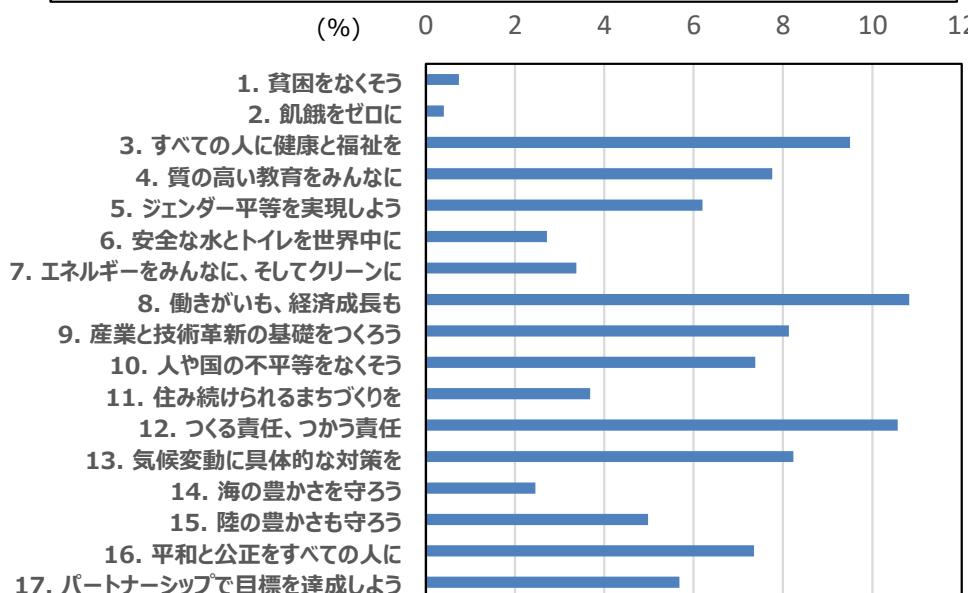


◆ESG投資を通じて、SDGsの目標と責任ある投資行動を実現できます。

グッドバンカー社は、各企業が上述の「17の開発目標」のうち、「どの目標を自社の目標としているか」に関する情報を提供しています。各企業が自ら目標を公表している場合も、公表していない場合もありますが、公表していない場合は、企業へのアンケートの回答からグッドバンカー社が分析しました。

その結果、当ファンドに組入れられている企業（100社、複数回答）が、「17の開発目標」の内、最も多く採用されている目標の上位3つは、「No.8 働きがいも、経済成長も」、「No.12 つくる責任、つかう責任」、「No.3 すべての人に健康と福祉を」であることが判りました。これらの企業は「在宅勤務等働き方改革を模索し、企業の成長を目指し、顧客や従業員ひいては社会全体が健康に過ごせる社会」を目指しているように見えます。

「CAM ESG日本株ファンド」組入れ銘柄の開発目標の分布
(組入れ比率により加重)
(2020年3月末現在)



これらの企業はコロナ危機にある現況下でも、業務を継続でき、引続き成長が見込まれるではないでしょうか。その結果として、企業の株価パフォーマンスの向上も期待できます。この様に、ESG投資を通じて、SDGsの目標と責任ある投資行動を実現できます。日本社会の持続的な成長のために、投資先企業にSDG sへの取組みを促し、その成果として一連の社会的リターンを企業にもたらすことが出来ます。一方、投資家は市場平均を上回るパフォーマンスを享受できると我々は考えています。

出所：キャピタル アセットマネジメント

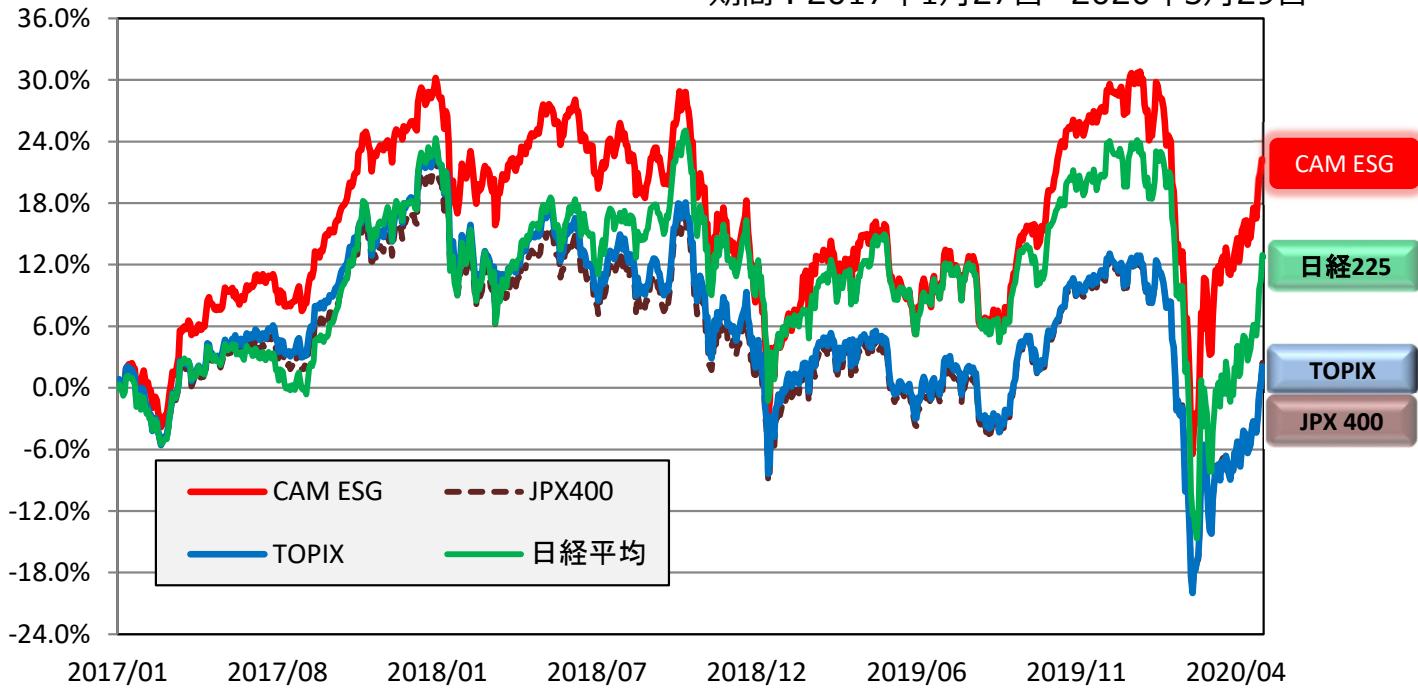
最終ページの「一般的な留意事項」を必ずご覧ください。

5. 「CAM ESG日本株ファンド」は、市場指標を上回るパフォーマンス

◆ 当ファンドは、主要株式指数をアウトパフォーム

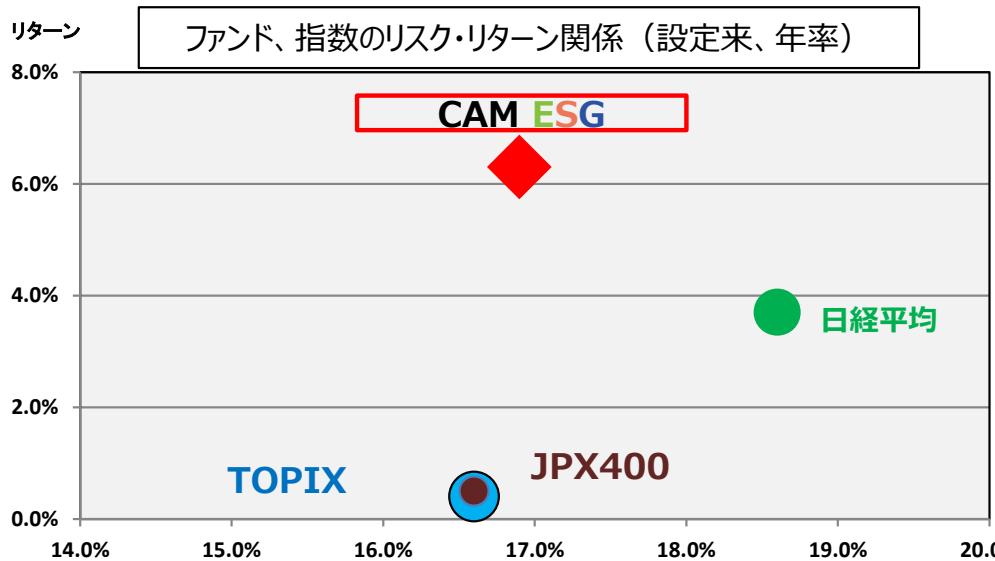
「ESGスコア」と「財務スコア」によって選別された銘柄にて構成された当ファンドは、投資パフォーマンスも良好です。

期間：2017年1月27日～2020年5月29日



CAM ESG 日本株ファンド	
基準価額	12,219 円
純資産総額	3.51 億円

設定来騰落率（2017/1/27～2020/5/29）		
ファンド、指標	パフォーマンス	差
CAM ESG 日本株ファンド	22.19%	-
TOPIX	1.20%	20.99%
JPX400	1.58%	20.61%
日経平均	12.76%	9.43%



出所：ブルームバーグのデータを基に、キャピタル アセットマネジメントが作成

上記データは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

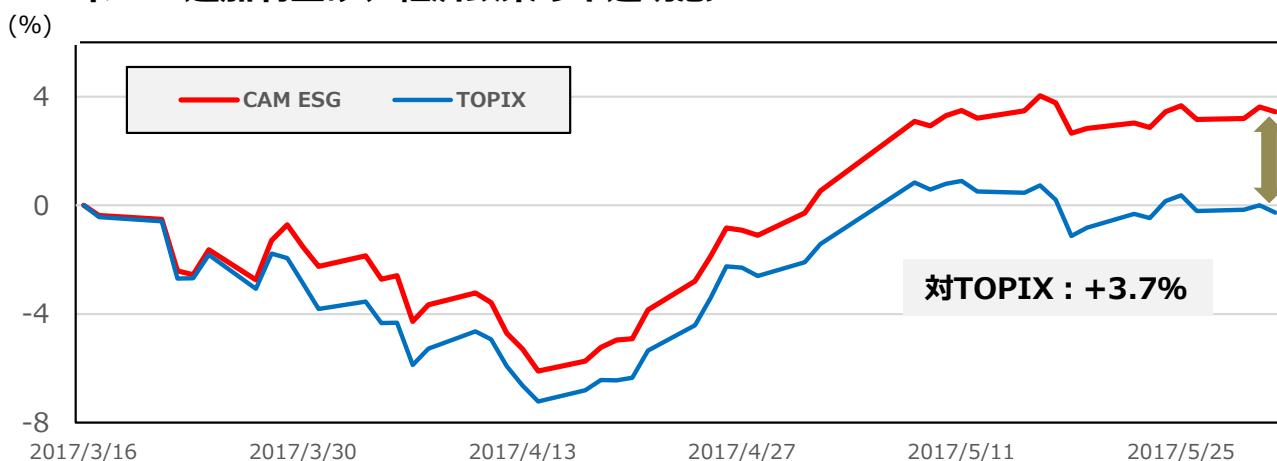
最終ページの「一般的な留意事項」を必ずご覧ください。

◆ 「CAM ESG 日本株ファンド」はイベント・リスクに強い

当ファンドはESG対応に優れている優良企業が多く組入れられているため、様々な市場へのショック時でも株価下落耐性が強く、また、市場回復時はいち早く株価が回復する傾向があります。

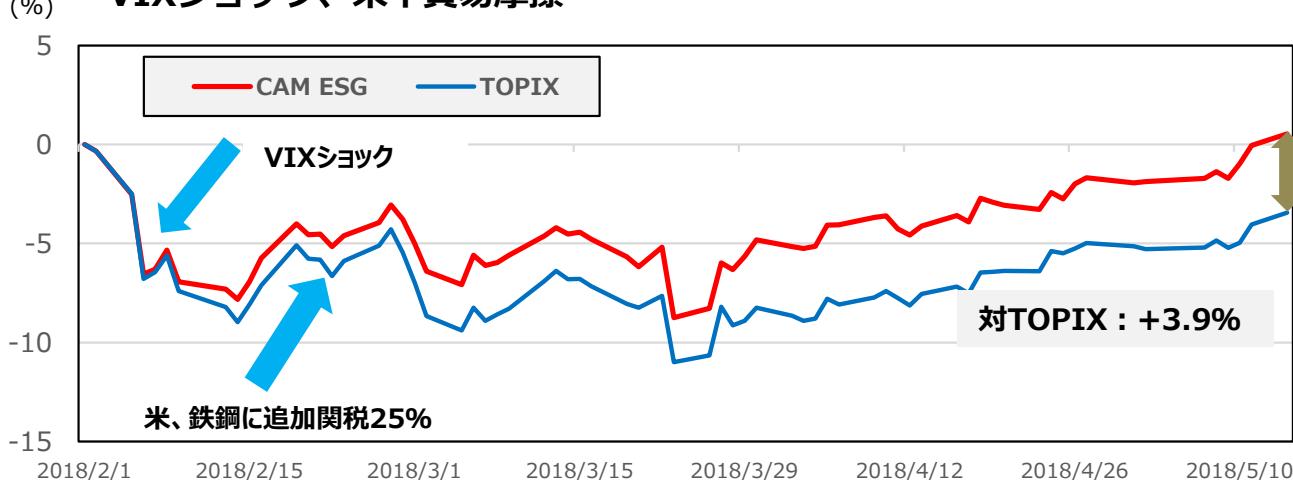
米FRB追加利上げ、経済政策の不透明感

期間：2017年3月～5月



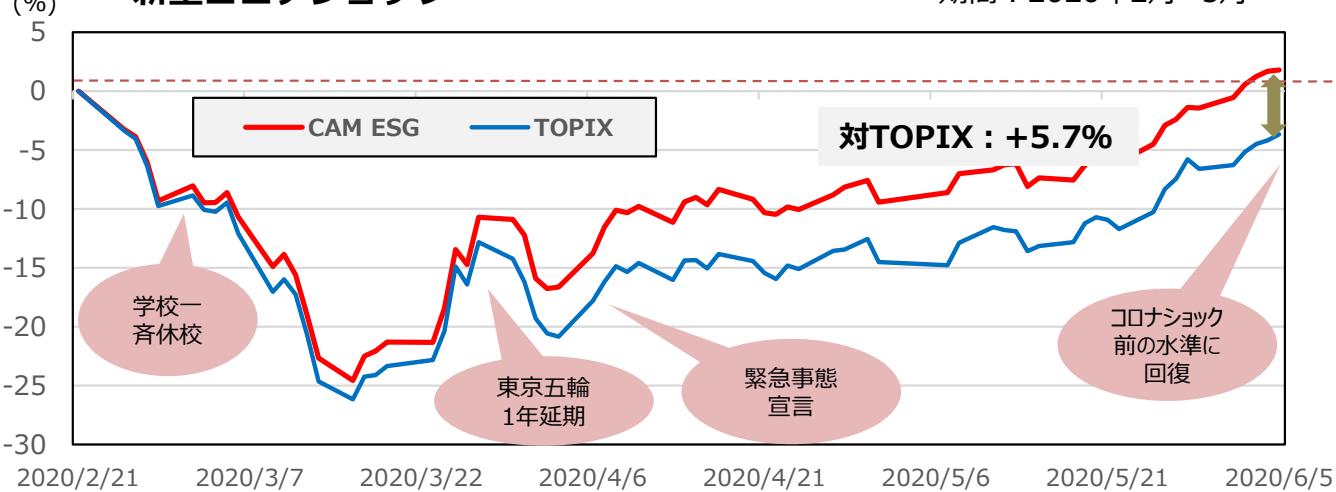
VIXショック、米中貿易摩擦

期間：2018年2月～5月



新型コロナショック

期間：2020年2月～5月



出所：ブルームバーグのデータを基に、キャピタル アセットマネジメントが作成

上記データは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

最終ページの「一般的な留意事項」を必ずご覧ください。

◆ ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、国内の取引所に上場している株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。**したがって、元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて投資家の皆様に帰属することになります。**投資信託は預貯金と異なります。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

■ 株式の価格変動リスク

当ファンドは、株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

■ 信用リスク

株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価値は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

■ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

■ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあります。基準価額が大きく下落することがあります。

※詳しくは各商品の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧下さい。目論見書については販売会社にお問い合わせ下さい。

※当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◆ 当ファンドに係る費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜3.0%)を上限 として、販売会社がそれぞれ定める手数料率を乗じて得た額とします。 「自動継続投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料とします。	販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価
信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年1.496% (税抜1.36%) の率を乗じた金額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計算され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(当該日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率		
運用管理費用 (信託報酬) の配分	支払先	内訳(税抜)	主な役務
	委託会社	年0.60%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年0.70%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.06%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
その他の費用・手数料	有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)、監査費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用等が信託財産から支払われます。 ※その他の費用・手数料は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※ファンドの費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

◆ お申込みメモ

* 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。 * 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の基準価額となります。
換金代金	原則、換金申込受付日から起算して5営業日目から、 お申し込みの販売会社にてお支払いします。
購入・換金 申込受付の中止 及び取り消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金の受付を中止すること、 及び既に受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	2017年1月27日（設定日）から無期限。
決算日	原則、1月26日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2020年2月末日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

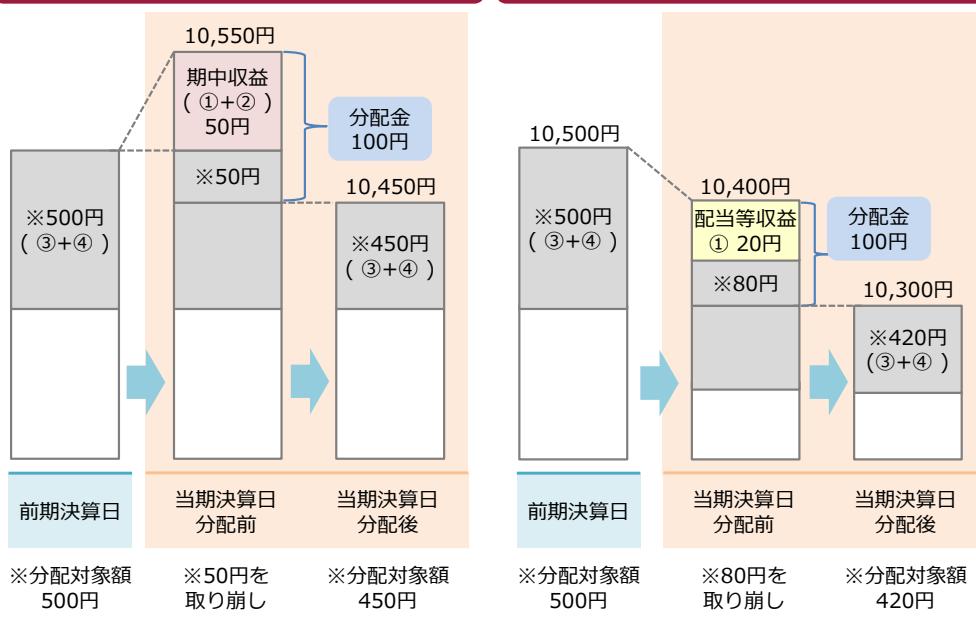


分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

前期決算日から基準価額が下落した場合



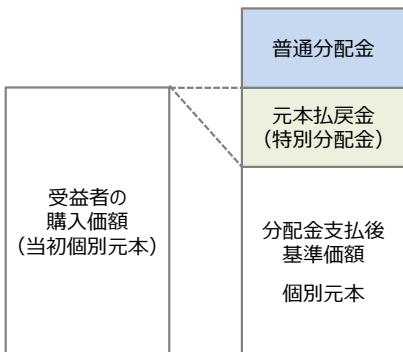
分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減ります。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

普通分配金

個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金
(特別分配金)

個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

◆ 委託会社とその関係法人の概要

■委託会社：信託財産の運用業務等を行います。

キャピタル アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者関東財務局長(金商)第383号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

■受託会社：信託財産の保管・管理業務等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

■販売会社

金融商品取引業者名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人投資顧問業協会	一般社団法人物取引業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	第二種一般社団法人金融商品取引業協会
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○		○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長（金商）第1号	○				
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第62号	○				○
共和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第64号	○	○			
東武証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第120号	○				
日産証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第131号	○		○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	

一般的な留意事項

1. 本資料はキャピタル アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法により義務づけられた資料ではありません。お申込の際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめあるいは同時に渡しますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
2. 本資料におけるデータ・分析等は過去の実績に基づくものであり、将来の運用成果および市場環境の変動を保証もしくは示唆するものではありません。
3. 本資料はキャピタル アセットマネジメント株式会社が、作成基準日現在で信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
4. 本資料に記載されたキャピタル アセットマネジメント株式会社の見解や見通しは本資料作成時点のものであり、市場環境等の変化により、予告なく変更する場合があります。
5. 投資信託は、値動きのある証券等（外貨建て資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
6. 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
7. 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
8. 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
9. 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。



*Capital Asset
Management*

商号等： キャピタル アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第383号
加入協会： 一般社団法人 投資信託協会
一般社団法人 日本投資顧問業協会